

選挙運動について

選挙運動は、選挙の公正を確保するために一定のルールを設け、それに従って選挙運動が行われるようにしなければなりません。

そこで、法律で選挙運動ができる時期、主体、方法について制限を加えています。また、一方では、可能な限り選挙公営を拡充して、公正でお金のかからない選挙の実現を図ることにしています。

1 選挙運動期間と事前運動の禁止

選挙運動は、立候補の届出のあった日から、投票日の前日まで行うことができます。

選挙運動期間

選挙の種類	選挙運動期間
衆議院議員選挙	12日間
参議院議員選挙	17日間
知事選挙	17日間
都道府県議会議員選挙	9日間
指定都市議員選挙	9日間
区市議会議員選挙及び区市長選挙	7日間
町村議会議員選挙及び町村長選挙	5日間

公職選挙法では、立候補届出前に選挙運動をすることは、事前運動として禁止しています。しかし、立候補届出前であっても、立候補の準備行為、政治活動などは原則として選挙運動ではないため、禁止されていません。選挙運動に該当するかどうかは、時期や方法など総合的に判断されます。

次のものは事前運動でないと考えられています。

(1) 立候補の準備行為

政党の公認を求める行為、候補者選考会・推薦会の開催行為、立候補の意思を決定する資料として選挙人の意向を探る行為、有権者名簿の作成、立候補のために供託金を供託する行為。

(2) 選挙運動の準備行為

選挙運動費用の調達、選挙事務所借入れの内交渉、選挙運動員又は労務者となることの内交渉、ポスターの印刷等

(3) 政治活動

政策宣伝、党勢拡張等の活動

2 選挙運動が禁止されている人

選挙運動は、本来、誰でも自由に行うことができるものですが、選挙の公正性を確保するため、次の人は選挙運動を行うことが禁止されています。

(1) 一切の選挙運動が禁止されている人

選挙の種類を問わず、また職務の区域と関係なく、一切の選挙運動が禁止されています。

ア 特定の公務員

選挙管理委員会の委員と職員、裁判官、検察官、会計検査官、公安委員会の委員、警察官など

イ 18歳未満の者

選挙事務所における文書の発送、湯茶の接待等の単に選挙運動のための労務に従事することは認められている

ウ 公民権停止者

選挙犯罪や政治資金規正法違反により選挙権及び被選挙権を停止されている者

(2) 関係区域内で禁止されている人

選挙事務の公正性を確保するため在職中、その関係区域内において選挙運動が禁止されています。

ア 選挙事務関係者

投票管理者、開票管理者、選挙長など

(3) 地位を利用しての選挙運動が禁止されている人

ア 国家公務員、地方公務員（職員の属する地方公共団体の区域内のみ禁止）、特定若しくは特定地方独立行政法人の役員若しくは職員及び法律で定める公庫の役職員等

イ 学校（各種学校を除く）の長及び教員

ウ 不在者投票のできる施設に指定された病院・老人ホーム等の施設長

3 選挙運動の手段

候補者が行う選挙運動は、「文書図画」によるものと「言論」によるものとに大別することができます。

(1) 文書図画による選挙運動

文書図画による選挙運動は、「頒布による文書図画」と「掲示による文書図画」に分けられ、その規格、数量、使用方法など制限があります。

ア 頒布による文書図画

頒布することができる文書図画は、次のものに限られています。

(ア) 選挙運動用葉書

指定された郵便局から葉書の交付を受けるか、手持ちの葉書に選挙運動用である旨の表示を受け、特定の郵便局の窓口差し出す必要があります。

選挙の種類によって配布できる枚数に制限があります。

この葉書の郵送料は、候補者については各選挙とも公費負担となっています。（政党が頒布できる葉書は有料です）

(イ) 選挙運動用ビラ

A 候補者が頒布することができる選挙

a 衆議院（小選挙区選出）議員選挙

- b 参議院（選挙区選出）議員選挙
 - c 参議院（比例代表選出）議員選挙（名簿登載者）
 - d 知事選挙及び都道府県議会議員選挙
 - e 区市町村長選挙及び区市議会議員選挙
- ※ 都道府県議会議員選挙及び区市議会議員選挙については、平成31年3月1日以降に告示される選挙より配布可能
- ※ 頒布できるビラは、2種類以内で大きさが長さ29.7センチメートル、幅21センチメートル以内のものです。
- また、それぞれの選挙によって枚数制限があり、その選挙を管理する選挙管理委員会が交付する証紙を貼らなければ頒布することができません。

B 政党等が頒布することができる選挙

- a 衆議院（小選挙区選出）議員選挙における候補者届出政党
 - b 衆議院（比例代表選出）議員選挙における名簿届出政党等
- ※ ビラの大きさ、種類、枚数などの制限は、選挙の種類により異なります。

(ウ) パンフレット又は書籍

国政選挙（補欠選挙や再選挙は除く）における衆議院候補者届出政党、衆議院名簿届出政党等、参議院名簿届出政党等の本部において直接発行するパンフレット又は書籍で、国政に関する重要施策及びこれを実現するための基本的な方策等を記載したもの又はこれらの要旨等を記載したもののうち総務大臣に届けたもの（それぞれ1種類以内）が頒布できます。

イ 掲示による文書図画

掲示できる文書図画は次のものがあり、選挙の種類ごとに、規格、数量、使用方法などの制限があります。

- (ア) 選挙事務所を表示するための文書図画（ポスター、立札、ちょうちん、看板）
- (イ) 選挙運動用自動車（船舶）に取り付けて使用する文書図画（ポスター、立札、ちょうちん、看板）
- (ウ) 候補者が使用する、たすき、腕章、胸章
- (エ) 演説会場で使用する文書図画（ポスター、立札、ちょうちん、看板）
- (オ) 選挙運動用ポスター
- (カ) 個人演説会告知用ポスター

ウ その他の文書図画

(ア) 選挙公報

候補者の氏名、経歴、政見等を掲載した選挙公報を選挙ごとに1回発行します。

(イ) 新聞広告

選挙の種類によって広告のサイズや回数は異なりますが、新聞に無料又は有料で掲載することができます。

(2) 言論による選挙運動

言論による選挙運動は、政見放送、経歴放送、個人演説会、街頭演説があります。また、一定の場所や時間的制限の下において連呼行為が認められています。

ア 政見放送・経歴放送

政見放送・経歴放送は、衆・参両議院及び知事選挙に限って行われません。

政見放送は、以下のものをそのまま放送します。

- ・テレビ局やラジオ局が録音又は録画した政見
- ・衆議院（小選挙区選出）議員候補者届出政党が録音又は録画した政見

- ・参議院（選挙区選出）議員候補者が自ら録音又は録画した政見
放送回数等は届出候補者や名簿登載者の数に応じて決められます。

経歴放送は、候補者から提供された経歴書に基づき、放送されます。

イ 個人演説会

候補者が自己の政見発表や投票の依頼等の選挙運動のために自ら開催するものです。候補者以外の第三者は開催できません。

ウ 街頭演説

街頭又広場等で、多くの人に向かってする選挙運動のための演説を街頭演説といいます。街頭演説をするには、演説者がその場所にとどまり、かつ選挙管理委員会から交付された標旗を掲げなければなりません。

また、街頭演説が行えるのは、午前8時から午後8時までの間です。

エ 連呼行為

候補者の氏名や政党名などを繰り返し言うことを連呼行為といいます。

連呼は、個人演説会場や街頭演説の場所で行う場合と、午前8時から午後8時までの間に選挙運動用自動車又は船舶の上で行う場合以外は禁止されています。

また、学校、病院、診療所その他の療養施設の周辺においては、静穏の保持に努めなければならないほか、国や地方公共団体が所有、管理している建物や施設、電車や駅の構内などでの連呼行為も禁止されています。

4 公営（国又は地方公共団体が費用を負担）で行われる選挙運動

選挙運動は、自由に行われるのが望ましいですが、公平と平等の確保、お金のかからない選挙を実現するため、選挙運動を規制する一方で、国又は地方公共団体が候補者の行う選挙運動の費用を負担しています。このような制度を選挙公営制度といいます。

公費で負担するものとしては、ポスター掲示場の設置や選挙公報の発行のほか、演説会での公的施設の使用、選挙運動用自動車の使用、選挙運動用葉書の交付及び作成、選挙運動用ポスター及びビラの作成、新聞広告、政見放送、経歴放送などがあります。ただし、選挙の種類によって、公費負担の対象とその限度額は異なります。

5 禁止されている選挙運動

次のような行為は、原則としてすべての者に対して禁止されています。

(1) 戸別訪問

投票依頼など選挙運動の目的で、戸別に選挙人の家などを訪問する行為

(2) 飲食物の提供

選挙運動に関して、候補者だけでなくすべての人が湯茶のほか日常用いられている菓子以外の飲食物を提供する行為(運動員又は労務者に対して、一定の制限の範囲内で弁当を提供することは認められています)。

(3) 署名運動

選挙に関して、特定の人に投票するよう又はしないようにすることを目的として、選挙人に対して署名運動をする行為

(4) 気勢を張る行為

選挙運動のために自動車を連ねるなどして気勢を張る行為

(5) 買収及び供応

特定候補者の当選を目的に、あるいは当選させないことを目的に、金銭物品を贈ることや供応接待する行為(買収)。これらの行為をした者が処罰されるほか、金銭、物品、供応接待を受けた者や要求した者も同様に処罰されます。

(6) 選挙後のあいさつ行為

選挙後に、選挙人にあいさつをする目的をもって、当選祝賀会、その他の集会を開催する行為や文書図画等を利用してあいさつする行為

6 自由に行える選挙運動

次の行為は、選挙運動期間中、18歳未満の者や公民権を停止されている人などを除き、誰でも行うことができます。

(1) 個々面接

路上や電車の中でたまたま出会った知人などに、その機会を利用して投票の依頼をすること

(2) 電話

電話により投票依頼すること

(3) 幕間演説

演劇、映画、婦人会などの集会、会社、工場などの休み時間等に、たまたまそこに集まっている人を対象に行う選挙運動のための演説。(ただし、公共施設内で行うものは禁止されます)